

22歳以下の子どもを扶養申請する場合に必要な添付書類（送付票）
(手当申請と地共済への申請を同時に行う場合、地共済への提出書類は省略可)

提出書類の□にチェック☑し、申請者情報を記入の上、提出書類とあわせて総務サービス課へお送りください。
(注) アルバイトを始める等、収入状況に変更があった場合は、取消申請が必要となるときがありますので、必ず総務サービス課へ御相談ください。

提出書類（必須）	様式
□ ① 扶養に関する申立書（指定様式）	申立書
□ ② 3ヶ月以内に発行の住民票の写し（世帯全員・続柄記載・個人番号省略） ※世帯分離又は別居されている場合等は、戸籍謄本も併せて提出	
□ ③ 市町村長が発行する被扶養者の令和7年度所得(課税)証明書（取得できる最新分） ※義務教育期間中までの子の場合は不要 ※収入が0円の場合、「0円」と記載されたものを提出	
□ ④ 扶養協議書（指定様式） ※配偶者が地共済の被扶養者認定を受ける場合は不要	扶養協議書
□ ⑤ 扶養手当等非支給証明書（参考様式） ※配偶者が地共済の被扶養者認定を受ける場合は不要 ※配偶者が大阪府職員の場合（学校、警察に所属する場合を除く）は省略可 ※配偶者が自営業等により、扶養手当等を受けていないときは、配偶者の以下のいずれかを提出 ・資格確認書の写し ・マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報（1か月以内に取得したものに限る。） «参考(操作方法)»: https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623	非支給証明書
□ ⑥ 健康保険資格喪失証明書 ※国民健康保険に加入している場合は以下のいずれかを提出 ・資格確認書の写し ・マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報（1か月以内に取得したものに限る。） «参考(操作方法)»: https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623	
□ ⑦ 個人番号報告書 ※資格確認書の交付申請の有無を確認するもの。個人番号の登録は別途SSCにて行うこと。 ※手当申請のみの場合は添付不要	個人番号 報告書

以下に該当する場合は、上記に加えて下記書類の提出が必要です。必ずご確認ください。

＜該当する方のみ＞	様式
□ ⑧ アルバイト、パート等の給与収入がある場合は、雇用条件の記載がある雇用契約書 等 ※雇用契約書等で収入金額が確認できない場合は、直近3か月の給与明細書	
□ ⑨ 年金収入がある場合は、直近の年金額改定通知書、年金証書 等	
□ ⑩ ⑧⑨以外の収入がある場合は、収入の内容が確認できる書類 等	
□ ⑪ 雇用保険受給待機期間中/受給中（日額限度額未満）/1年内に受給終了又は放棄した場合は 雇用保険受給資格者証（第1面～第4面） ※「雇用保険待機中」の場合、雇用保険受給資格者証が発行されるまでの間、 離職票1・2で一時的に代替可 ※「雇用保険受給終了」の場合、受給終了日が確認できるもの ※「雇用保険放棄」の場合、離職票1・2	

★上記の他、状況に応じて、確認のため追加書類の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

申請者情報	申請の有・無に○を記入	扶養手当申請（有・無）	地共済申請（有・無）
	電子申請日	年　月　日	年　月　日
	所属		職員番号
	氏名		連絡先(内線)

22歳以上の子どもを扶養申請（地共済のみ）する場合に必要な添付書類（送付票）

提出書類の□にチェック☑し、申請者情報を記入の上、提出書類とあわせて総務サービス課へお送りください。

(注1) 22歳以上の子に係る扶養手当は給与条例上支給対象外。

(注2) アルバイトを始める、就職した等、収入状況に変更があった場合は、取消申請が必要となるときがありますので、必ず総務サービス課へ御相談ください。

提出書類（必須）	様式
□ ① 扶養に関する申立書（指定様式）	申立書
□ ② 3ヶ月以内に発行の住民票の写し（世帯全員・続柄記載・個人番号省略） ※世帯分離又は別居されている場合等は、戸籍謄本も併せて提出	
□ ③ 市町村長が発行する被扶養者の令和7年度所得(課税)証明書（取得できる最新分） ※収入が0円の場合、「0円」と記載されたものを提出	
□ ④ 扶養協議書（指定様式） ※配偶者が地共済の被扶養者認定を受ける場合は不要	扶養協議書
□ ⑤ 扶養手当等非支給証明書（参考様式） ※配偶者が地共済の被扶養者認定を受ける場合は不要 ※配偶者が大阪府職員の場合（学校、警察に所属する場合を除く）は省略可 ※配偶者が自営業等により、扶養手当等を受けていないときは、以下の書類を提出 ・資格確認書の写し ・マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報（1か月以内に取得したものに限る。） «参考(操作方法)»: https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623	非支給証明書
□ ⑥ 健康保険資格喪失証明書 ※国民健康保険に加入している場合は以下の書類を提出 ・資格確認書の写し ・マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報（1か月以内に取得したものに限る。） «参考(操作方法)»: https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623	
□ ⑦ 個人番号報告書 ※資格確認書の交付申請の有無を確認するもの。個人番号の登録は別途SSCにて行うこと。	個人番号 報告書

以下に該当する場合は、上記に加えて下記書類の提出が必要です。必ずご確認ください。

<該当する方のみ>	様式
□ ⑧ アルバイト、パート等の給与収入がある場合は、雇用条件の記載がある雇用契約書 等 ※雇用契約書等で収入金額が確認できない場合は、直近3か月の給与明細書	
□ ⑨ 年金収入がある場合は、直近の年金額改定通知書、年金証書 等	
□ ⑩ ⑧⑨以外の収入がある場合は、収入の内容が確認できる書類 等	
□ ⑪ 雇用保険受給待機期間中/受給中（日額限度額未満）/1年内に受給終了又は放棄した場合は 雇用保険受給資格者証（第1面～第4面） ※「雇用保険待機中」の場合、雇用保険受給資格者証が発行されるまでの間、 離職票1・2で一時的に代替可 ※「雇用保険受給終了」の場合、受給終了日が確認できるもの ※「雇用保険放棄」の場合、離職票1・2	

★上記の他、状況に応じて、確認のため追加書類の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

申請者情報	申請の有・無に○を記入	地共済申請（有・無）	
	電子申請日	年　月　日	
	所属	職員番号	
	氏名	連絡先(内線)	